議事要旨(2) IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の概要及び主な論点の検討並びにIASBの公開草案の概要

小賀坂副委員長及び原研究員より、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の概要及び主な論点の検討並びに IASB の公開草案の概要について、審議資料に基づき説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の概要及び生じる可能性がある主な論点の例示（[審議資料(2)-2]）

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - ステップ 4 及びステップ 5 の論点は、ステップ 2 で識別される履行義務に基づく会計処理が現行の実務と異なる場合に特に影響を及ぼすため、ステップ 2 を再度詳細に検討したのちに、これらの論点を改めて検討する必要がある。
  - 一定の期間にわたり充足される履行義務の判定の要件のうち、第 35 項(c)については、コスト部分は回収できるがマージン部分は回収できない場合、コスト部分に対応した収益さえも認識できないとのことであるが、進捗度を合理的に測定できない場合、発生したコストの範囲でのみ収益認識を行うとの要求事項である第 45 項との整合性に疑問を感じる。
  - 工事契約に関して異なるモデルを採用することも考えられるという意見が専門委員会で聞かれているが、IFRS 任意適用企業が相当程度まで増えていることを踏まえると、IFRS 第 15 号の内容を仮に導入した場合に生じる可能性のある実務上の論点をまず検討したうえで、日本基準ではどう対応するかを考えるべきであり、現段階では時期尚早と考える。

  これに対して、事務局より、次の回答がなされた。
  - 複数モデルに関する意見は、議論の最初の段階であること踏まえ、幅広い観点から検討を進めていく必要性に関する言及であったと理解しているが、事務局としては、まず IFRS 第 15 号の内容を仮に適用した場合に生じる可能性のある実務上の論点を把握することが必要だと考えている。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 現行の日本基準をベースとすることも考えられるという専門委員会の意見の趣旨は、日本基準と比較した分析を情報要請に含めることが情報提供者の理解に資することが考えられるという部分にあると思われる。現行の日本基準が違和感なく受け入れられている状況において、日本基準と IFRS 第 15 号の比較を示すことにより、

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

問題が明確化できると考える。

- 契約の中で複数の履行義務がある場合、取引価格の配分のための独立販売価格が直接的に観察可能でないことが考えられ、予想コストにマージンを加算するアプローチ等で独立販売価格を見積ることが想定される。作成者にとって実務上の論点になるか否かは、重要性の判断を踏まえて、どこまで厳密に独立販売価格を見積る必要があるか次第と考える。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 重要性の判断については国際的にも議論になっており、適用上の論点であると考えられる。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 契約履行コストについて具体的な取引を想定することが難しく、具体的な例があると理解がしやすいと考える。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- IFRS 第 15 号では設例として、情報技術データ・センターを管理するサービス契約において、顧客のシステムと接続する技術プラットフォームの設計コスト、テスト・コスト等が契約履行コストとして評価が必要となる例として挙げられている。しかし、専門委員会でも具体的な取引が想定しづらいという意見が聞かれており、今後検討したい。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 今後、多くの論点が抽出されることが想定されるが、そのうちどのような論点を取り上げるかの方針は決まっているか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 今後、論点の内容を検討し、関係者の意見を聴取したうえで判断する。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 論点として取り上げられている項目のうち、重要性の判断により実務上は整理できる論点もあれば、重要性の判断では整理できず、実務を大きく変える必要性のある論点も存在する。後者の論点を十分に議論するために、実務への影響を考慮して検討すべき論点を決定していく必要があると考える。

IASB 公開草案「IFRS 第 15 号の明確化（IFRS 第 15 号の修正案）」の概要（[審議資料(2)-4]）

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 今回の提案の性質が IFRS 第 15 号の明確化であるにもかかわらず、現行の IFRS 第

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

15 号のみを早期適用し、今回提案されている修正部分は今後決定される修正部分の発効日から別途適用することもできるとされているのはなぜか。

- 今回の提案はいくつかの論点を取り扱っているが、提案されている修正の一部分のみを現行の IFRS 第 15 号と同時に早期適用することは可能か。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 現行の IFRS 第 15 号の早期適用を準備している企業の中には、今回の修正提案によって明確化される取り扱いとは異なる取り扱いで準備を進めている可能性もあるため、修正部分はその発効日から別途適用することも可能としている。
- 現在の公開草案における文言及びその審議の過程において、今回の修正の一部分のみを早期適用することを認める議論が行われていないことを踏まえると、今回の修正の一部分のみを早期適用することは意図されていないと思われる。

以　上

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。